

行財政改革大綱

(改訂)

平成14年12月

北海道浜頓別町

第 1 次行財政改革の評価

第 1 次の行財政改革の推進に当たっては、平成 8 年 7 月に策定した「浜頓別町行財政改革大綱」に基づき、平成 8 年度から平成 12 年度末までの 5 年間で推進期間として取り組んできました。平成 9 年 10 月に「実施計画」を策定し、具体的に 76 の改革項目を定めましたが、平成 12 年度末での未完了、未着手事項として 19 項目を残す結果となったところであります。しかし、改革の取り組みにおいては一定の成果があったと認識しているところであり、引き続き住民参加による改革を更に前進させる必要があると考えます。従って、今後においても不断の努力をもって、柔軟で効率、効果的な行財政運営の実現に取り組む必要があります。

行財政改革大綱の改訂についての基本的な考え方

急激な情報化社会への移行、少子高齢化社会への進展、国・地方の危機的な財政状況や長期に低迷する経済情勢のなか、本町の財政状況は、歳入の根幹となる地方税収入の伸び悩みや地方交付税の削減、そして経常的経費の増加など、極めて厳しい状況に直面しています。

一方、地方分権が実行段階に移行し、行政システムそのものも地方分権型構造への転換が求められています。

また、こうした厳しい状況を反映した国による市町村合併の推進や、効率的な行政運営を図る広域連合など、広域行政の拡大も視野に、「町民本位の対話を重視した開らかれた町政」を進め、住民と連携し地域の特性に応じた、住みやすく魅力的なまちづくりを推進するとともに、住民の視点に立った行財政運営に努める必要があります。

第 1 次行財政改革の評価を踏まえ、実施に至らなかった事項や新たな課題を精査し、従来の事業内容やシステムを根本から見つめ直し、一層効率的で効果的な行財政運営を図るとともに、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営を図り、住民サービスの向上と新しい時代にふさわしい行財政システムを確立するための指針として、「第 2 次浜頓別町行財政改革大綱」を策定し、行政・議会・住民の協調のもとに、更なる行財政改革に取り組むものであります。

行 財 政 改 革 大 綱

分権型社会への移行に伴う政策形成能力の向上及び効率的な組織運営を行うとともに、浜頓別町を取り巻く財政の危機的な状況に対応するため、第2次の浜頓別町行財政改革大綱を策定し、「住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治の基本に立ち、行政の責務に応じた効率的な行財政運営を住民との協働により行う仕組みをつくるものとする。

このため、全職員が一丸となって住民の信頼に応える行政の実現に努力する一方、住民においては町政の主人公としてその義務を果たすとともに、行政との役割分担を図りながら、各種計画の早期段階からの参加機会の創出や、施設などの適正な利用、維持・運営に積極的にかかわる体制づくりなど、協働のまちづくりをすすめる必要があります。こうしたこれからの地域づくりに、次の8項目を基本方針として行財政の改革・改善に取り組みます。

実 施 期 間

この改革の実施期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とします。

第2次行財政改革実施期間中に新たに取り組むこととなる事項は、随時追加項目として取り扱います。

基 本 方 針

- 1 行政の情報化の推進と住民サービスの向上
- 2 事務・事業の見直し
- 3 組織・機構の見直し
- 4 給与制度等の適正化
- 5 研修制度等の充実
- 6 歳入財源の確保
- 7 財政の中長期計画の整備
- 8 病院事業の見直し